

平成27年 6月19日
国土交通省総合政策局情報政策本部

民間競争入札実施事業
「建設関連業等の動態調査」の実施状況について
(平成25年度及び平成26年度調査分)

I. 事業の概要

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法第51号)に基づく民間競争入札を行い、以下の内容により平成25年度及び平成26年度調査の事業を実施した。

1. 事業内容

「建設関連業等の動態調査」における、調査関係用品の印刷、調査関係用品の送付、調査票の回収・督促、照会対応、調査票の審査、集計、推定、結果表の作成に係る業務

2. 契約期間

平成25年4月から平成28年3月までの3年間

3. 受託民間事業者

株式会社 日本統計センター

4. 受託民間事業者の決定の経緯

当該事業については、実施要項に基づき、一般競争入札(総合評価落札方式)により落札者を決定した。

なお入札説明会の参加者は5者で、そのうち1者が入札しており、入札説明会に参加したが入札しなかった業者に理由を確認したところ、回答があった2者はいずれも、「収益性の観点から魅力の少ない事業であると判断した」との回答があった。

II. 確保されるべき質の達成状況

平成 25 年度及び平成 26 年度調査における確保されるべき質の達成状況は次のとおり。

1. 目標回収率

毎月の回収率については、平成 25 年度調査は入札実施要項で定める目標回収率をおおむね達成し、平成 26 年度調査は目標回収率を達成した。

なお、平成 25 年 7 月調査、9 月調査及び平成 26 年 3 月調査において建設機械器具リース業は目標回収率に達していないが、受託民間事業者においては、調査対象者に督促し調査票の回収に努めた。さらに、国土交通省が指示した年間受注高が多い業界大手の調査対象者などから重点的に調査票の回収を行い、統計精度を維持するための年間受注高を勘案した回収率は達成した。(別添 1 参照)

以上のことから、確保されるべき質を達成したと認められる。

表 1 平成 25 年度回収率

(単位:%)

	目標	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均 (業種別)
測量業	85.00	92.00	90.00	90.00	94.00	94.00	94.00	92.00	94.00	94.00	94.00	90.00	92.00	92.50
建設コンサルタント	90.00	96.00	96.00	94.00	94.00	96.00	96.00	96.00	96.00	96.00	96.00	96.00	94.00	95.50
地質調査業	70.00	84.00	82.00	84.00	86.00	86.00	84.00	86.00	84.00	86.00	86.00	84.00	84.00	84.67
建築設計業務	70.00	86.00	84.00	86.00	90.00	88.00	90.00	90.00	86.00	88.00	86.00	86.00	88.00	87.33
建設機械器具リース業	65.00	68.00	68.00	66.00	64.00	66.00	60.00	66.00	70.00	68.00	66.00	66.00	64.00	66.00
重仮設リース業	80.00	83.33	83.33	83.33	83.33	83.33	83.33	83.33	83.33	83.33	83.33	83.33	83.33	83.33
軽仮設リース業	55.00	74.00	62.00	72.00	70.00	72.00	66.00	68.00	66.00	66.00	64.00	60.00	66.00	67.17
平均(月別)	×	83.33	80.76	82.19	83.05	83.62	81.90	83.05	82.76	83.05	82.19	80.76	81.62	×

表 2 平成 26 年度回収率

(単位:%)

	目標	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均 (業種別)
測量業	85.00	96.00	98.00	98.00	100.00	98.00	100.00	100.00	98.00	98.00	100.00	98.00	98.00	98.50
建設コンサルタント	90.00	98.00	96.00	98.00	98.00	98.00	98.00	98.00	96.00	98.00	96.00	98.00	98.00	97.50
地質調査業	70.00	88.00	90.00	90.00	92.00	90.00	88.00	90.00	90.00	92.00	90.00	94.00	94.00	90.67
建築設計業務	70.00	88.00	90.00	86.00	88.00	88.00	82.00	86.00	86.00	82.00	86.00	88.00	88.00	86.50
建設機械器具リース業	65.00	68.00	66.00	68.00	66.00	68.00	68.00	70.00	66.00	66.00	66.00	68.00	68.00	67.33
重仮設リース業	80.00	83.33	83.33	83.33	83.33	83.33	83.33	83.33	83.33	83.33	83.33	100.00	100.00	86.11
軽仮設リース業	55.00	78.00	82.00	80.00	74.00	78.00	80.00	78.00	70.00	74.00	74.00	76.00	76.00	76.67
平均(月別)	×	85.62	86.48	86.19	85.90	86.19	85.62	86.48	84.19	84.76	85.05	88.86	88.86	×

2. 結果の正確性

受託民間事業者は、回収された調査票の誤記、記載データの妥当性等について、調査票回収時、データ入力時、データ集計後の各段階において確認を行い、記載内容に疑義がある場合には、調査票記入者に対して、電話等により問い合わせを行い、必要に応じて所要の修正を行った。

以上のことから確保されるべき質を達成したと認められる。

受託民間事業者及び調査客体における疑義照会件数は、以下のとおりである。

表3 受託民間事業者から調査客体への照会件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
平成25年度	3	5	2	1	1	2	0	1	0	1	1	1	18
平成26年度	4	1	0	1	3	3	2	6	1	1	2	1	25

[受託民間事業者から調査客体への主な疑義照会内容]

- ・ 誤記の確認
- ・ 過去のデータ等と比較した対象月のデータの妥当性 等

表4 調査客体から受託民間事業者への照会件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
平成25年度	0	5	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	7
平成26年度	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3

[調査客体から受託民間事業者への主な照会内容]

- ・ 調査票の記入方法
- ・ 調査票提出遅延の相談
- ・ 調査客体における担当者の変更 等

III. 実施経費の状況

平成 25～27 年度の実施経費（契約金額）と、市場化テスト開始前である平成 18～20 年度の実施経費との比較は、以下のとおり。

表5 従来の実施経費と契約金額の比較（税抜）

平成 18～20 年度の実施経費	①	12, 163 千円
平成 25～27 年度の実施経費（契約金額）	②	9, 690 千円
削減額（①－②）		2, 473 千円

IV. 事業の実施状況

1. 実施体制

1年間の業務遂行担当者数は以下のとおりである。

(実施のフロー図については別添2参照)

表6 事業の実施体制

(単位:人)

	平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績
調査票の印刷	1	1	1	1
封入・発送	3	4	3	4
回収・審査				
問合せ対応				
督促				
入力作業	8	8	8	8
集計作業	1	2	1	2
合計	13	15	13	15

2. 実査

(1) 調査関係用品の印刷・送付

受託民間事業者は、国土交通省から貸与された調査関係用品印刷原稿及び調査対象名簿に基づき、調査票、依頼文書、結果表及び調査用封筒を印刷の上、毎月月初めに郵送（ただし、電子メール等により提出する調査客体には電子メール等）により、調査客体へ送付した。

調査票については、年度当初に一括して印刷した。依頼文書及び本調査結果の公表資料である結果表については、国土交通省が提供する印刷原稿に基づき、毎月印刷した。調査用封筒については、発送用封筒は3年度分、返送用封筒は受取人払いの有効期限の関係から2年度分をそれぞれ一括して印刷した。印刷部数については、以下のとおり。

表7 関係用品印刷部数

関係用品印刷物	印刷部数
調査票	4,200
依頼文書	3,800
結果表	5,800
発送用封筒	4,000
返送用封筒	4,000

(2) 調査票の回収・督促

受託民間事業者は、毎月 15 日までに郵送又は国土交通省が有するオンライン申請システム等により提出される調査票について、当該期限において返送のなかった調査客体（オンライン申請システムによる回収については、国土交通省から回答内容の提供を受け、回答がなかった調査客体）を確認の上、電話により督促を行った。

特に、集計結果に大きな影響を与える年間売上高の特に多い業者等の調査客体が未回収の場合には、集計作業完了までに督促を行い、回収を行った。

表 8 督促件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
平成25年度	66	69	52	61	62	51	55	53	53	53	65	58	698
平成26年度	65	57	54	29	52	54	38	57	55	43	37	44	585

(3) 調査票の審査・照会対応

受託民間事業者は、回収された調査票の誤記、過去の傾向等からの記載データの妥当性について、目視及びあらかじめ作成したプログラムによる確認を行い、記載内容に疑義がある場合には、調査票記入者に対して、確認の上、必要に応じて所要の修正を行った。

また、調査客体より、住所や担当者の変更に係る連絡があった場合には、調査対象名簿の更新を行い、次月調査に当たっての基礎資料とした。

(4) 集計、推定、結果表の作成

受託民間事業者は、審査を終了した調査票のデータについて、あらかじめ作成した集計プログラムにより、調査項目ごとの集計を行うとともに、対象母集団の全数推定、前年同月の共通回答会社による比の作成を行い、結果表を作成した。

結果表作成の結果、異常値が見られた場合には、その要因を分析の上、必要に応じ、調査客体への確認、所要の修正を行った。

3. 受託民間事業者の創意工夫

受託民間事業者において、業務を適正かつ確実にを行うため、以下のような創意工夫を行った。

- ・ 発送用封筒は窓付き封筒を使用し、調査票に送付情報をプレプリントすることにより、誤封入を防止した。
- ・ 新たに選ばれた調査対象企業には、事前に電話して、調査票の送付先情報の確認等を行った。
- ・ 調査票の入力をより確実にを行うため、別の人間がそれぞれ調査票を集計システムに入力しチェックするエントリーベリファイ方式（2回入力）で行った。等

V. 評価及び今後の展望

1. 確保されるべき質の達成状況に関する評価

平成25年度及び平成26年度の回収率については、国土交通省入札実施要項で定めた目標回収率をおおむね達成し、目標回収率を達成していない月であっても統計精度を維持する観点から、入札実施要項で事業ごとに定める年間受注高を勘案した回収率は達成した。

また、結果の正確性については、調査票の入力をより確実にを行うため、別の人間がそれぞれ調査票を集計システムに入力しチェックするエントリーベリファイ方式で（2回入力）で行い、さらに回収された調査票の誤記等についても確認を行い、記載内容に疑義がある場合には、調査票記入者に対して、電話等により問い合わせを行い、必要に応じて所要の修正を行い、統計調査の結果の正確性を確保した。

このため、本業務の遂行に当たり確保されるべき質については、十分に達成されたものと認められる。

2. その他の評価

①受託民間事業者への業務改善指示等

本事業の実施期間中に、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務にかかる法令違反行為は無かった。

②経費の比較

「Ⅲ. 実施経費の状況」のとおり、事業実施前を比較し経費削減の効果はあった。

③入札にあたっての競争性の確保について

平成25年度から平成27年度に実施する事業の入札において1者の応札であったものの、前回（平成22年度～平成24年度）実施した事

業の入札においては2者の応札があった。

また、今回実施中の事業に関する入札説明会に参加した事業者からは、「資格要件の観点からではなく、収益性の観点から魅力の少ない事業であると判断した」との回答があり一定の競争を経た結果であると言える。

さらに、入札にあたっての資格要件は必要最低限度まで緩和しており、実施要項は競争性を阻害するような内容ではない（別添3参照）。

以上のことから、本事業は入札にあたっての競争性は確保されていたと認められる。

3. 今後の展望

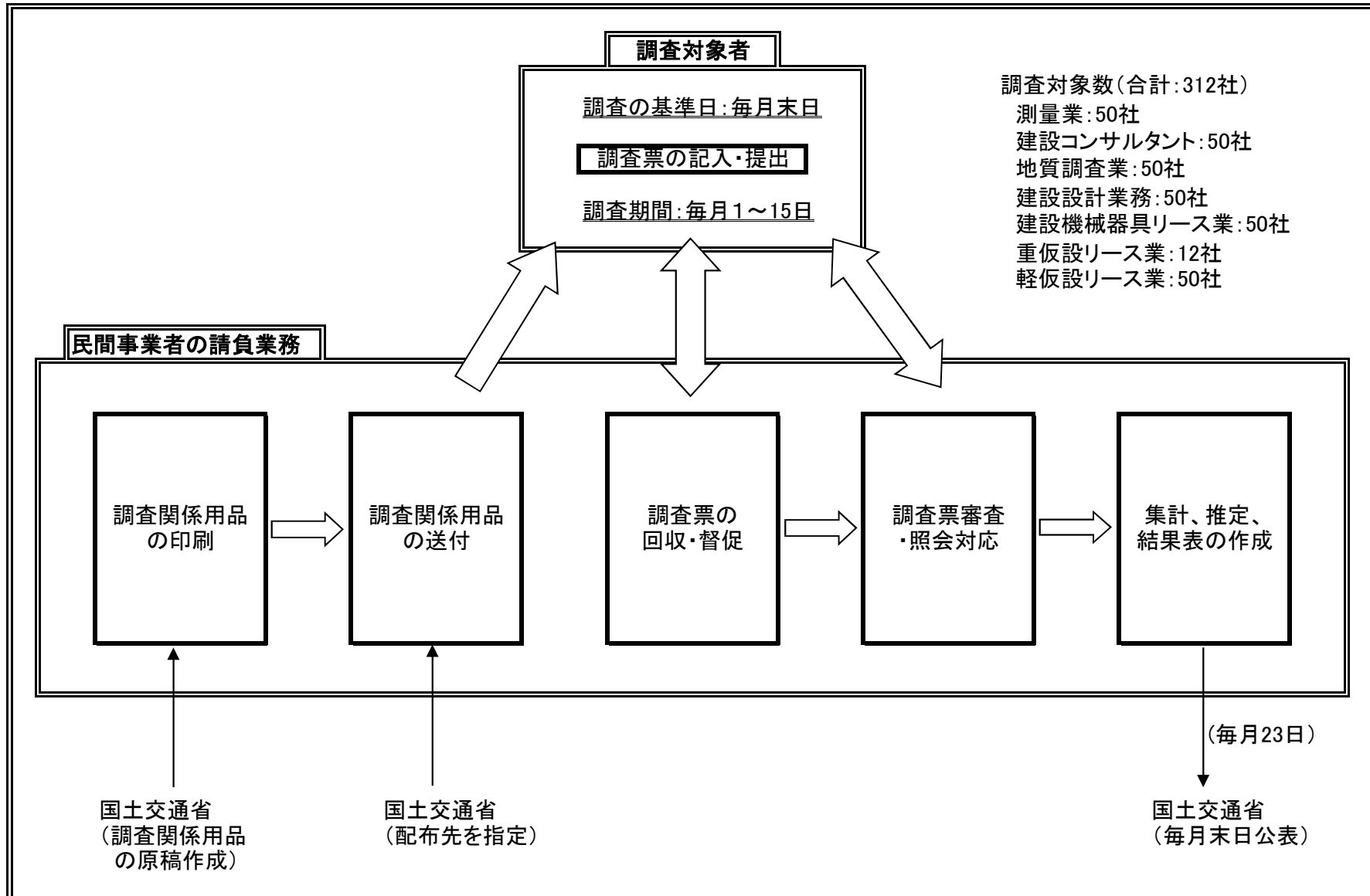
本事業は、競争性が確保された一般競争入札（総合評価落札方式）により落札者を決定し、上記評価のとおり良好な実施状況であったため、当省としては「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会）」に基づく終了プロセスに移行後、外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み（評価委員会等）を構築した上で、事業を引き続き実施することとしたい。

建設機械器具リース業の回収率について

(単位:%)

	目標	H25.7	H25.9	H26.3
回収率	65.00	64.00	60.00	64.00
年間受注高を勘案した回収率	71.60	74.15	73.78	72.60

建設関連業等動態調査の流れ図



入札にあたっての競争性の確保について(入札参加者資格者用件)

	条件
1	(1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第15条において準用する法第10条各号(第11号を除く。)に該当する者でないこと。
2	(2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決算」という。)第70条の規定に該当しないものであること。(なお、未成年者又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。)
3	(3) 予決算第71条の規定に該当しない者であること。
4	(4) 国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて(平成14年10月29日付け国官会第1562号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
5	(5) 国土交通省競争参加資格(全省統一資格)の「役務の提供等」の調査・研究において「A」～「C」の等級に格付けされているものであること。
6	(6) 建設業、測量業、建設コンサルタント、地質調査業、建設設計業、建設機械器具リース業、重仮設リース業、及び軽仮設リース業を営んでいないこと。
7	(7) 本実施事項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第20条第1項の契約(以下「本契約」という。)を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
8	(8) 実施要項の検討に当たり、外部有識者から意見を聴く場合、外部有識者又は外部有識者が属する民間事業者でないこと。